

## 【 庁 議 記 録 】

- 1 日 時 平成30年4月3日（火）午前9時～午前9時26分
- 2 場 所 市長公室
- 3 出席者 市長                      副市長                      教育長                      参与(兼)児童青少年部長  
                    企画財政部長              総務部長                      市民生活部長              福祉保健部長  
                    環境部長                      都市建設部長              議会事務局長              教育部長  
幹 事 政策室長
- 4 欠席者
- 5 会議結果

市 長                      これより庁議を開催します。審議事項1「狛江駅北口交通広場の噴水等施設における『音楽の街－狛江』PRについて」の説明をお願いします。

部 長                      狛江駅北口交通広場の噴水ステージに、「音楽の街－狛江」及び「こまねちゃん」のロゴを添付し、「音楽の街－狛江」のPRを図ります。噴水ステージは、年6回ほど実施される駅前ライブの会場として使用する等、「音楽の街－狛江」を象徴する存在であり、4月28日及び29日に開催する「ラ・フォル・ジュルネ TOKYO2018 プレフェス・ア・コマエ」でも屋外のメインステージとして使用します。

                    4月27日までに委託業者と調整して設置する予定で、素材は駐車場のマーク等にも使用されており、耐久性や耐光性に優れている3M製のペイントフィルムを使用します。

                    なお、このデザインは、一般財団法人狛江市文化振興事業団が設置する「音楽の街－狛江」企画委員会と調整したものです。

市 長                      特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。

                    続いて審議事項2「狛江市第3次農業振興計画実施計画（平成30年度～平成34年度）（案）」について」の説明をお願いします。

部 長                      2月20日の庁議後に、農業経営基盤強化促進法に基づき、狛江市第3次農業振興計画の「第3章 農業基本構想」について東京都と協議し、同意を得ましたので、3月26日付けで本計画を策定しました。

                    狛江市第3次農業振興計画実施計画書は、それを受けて策定するもので、狛江市第3次農業振興計画における将来像の実現のため、4つの基本方針に基づいた農業振興施策を計画的、重点的に推進することを目的とし、計画期間は平成30年度からの5年間としています。

                    4ページ以降の「第3章 狛江市第3次農業振興計画施策区分別実施計画」で、狛江市第3次農業振興計画で示している取組みの実施年度を定めて

います。

市長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。

続いて審議事項3「狛江市環境基本計画の改定及び狛江市生物多様性地域戦略の策定について」の説明をお願いします。

部長 狛江市環境基本計画は、現行計画の期間が平成25年度から31年度までの7年間であるため、30年度より2年かけて計画を改定してまいります。

また、狛江市生物多様性地域戦略は、平成29年度より基礎調査を行う等、策定に向けた準備を進めており、30年度から計画内容の本格的な検討段階に入り、2年かけて計画を策定してまいります。

これら2計画の具体的な改定及び策定の内容については、市長の附属機関である環境保全審議会に諮問を行います。

改定及び策定の検討体制並びにスケジュールについては、資料のとおりです。

2計画ともに、諮問を行う環境保全審議会内において、より具体的に計画の検討を行う専門部会を立ち上げるとともに、庁内組織として課長職で構成する庁内検討委員会を設置して検討を進めます。また、計画の改定及び策定にあたっては、副市長及び部長職で構成する環境基本計画推進本部にも協力いただきますので、よろしくお願いします。

市長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。

続いて審議事項4「狛江市緑の基本計画の改定について」の説明をお願いします。

部長 本計画は、都市緑地法第4条第1項に規定する「市町村の緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことであり、市町村が中長期的な視点から、都市における緑地の適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するために定めるもので、狛江市の緑豊かなまちづくりを進めていくための指針です。現行計画は平成25年3月に策定し、31年度までの計画となっていることから、30年度から2年かけて改定します。

計画の改定にあたっては、学識経験者、緑の保全に関する関係者、農業従事者、無作為抽出及び公募による市民委員等で構成する検討委員会を設置し、市長から検討委員会に改定内容の検討を依頼します。また、実効的な計画とするために、環境部長及び関係各課の課長職で構成する庁内検討委員会を設置し、検討委員会が開催される前に随時開催することで、現段階の進捗状況、取組み内容等の情報についての共有を図ってまいります。

本計画の改定にあたっては、改定支援業務の委託を行います。委託事業者の選定については、5月に指名型プロポーザル方式で実施する予定です。また、計画改定のため、市内の緑被率等についての基礎調査を別途実施します。

今後のスケジュールについて、改定期間の前半は、今後実施する基礎調査及び市民意識調査等の結果に基づき、専門的な知識を背景とした市の現状と特性の把握や現行計画の進捗管理と課題の分析を行います。また、市民参加の一環としてワークショップを開催します。改定期間の後半は、計画の本格的な改定段階として、検討委員会等による改定内容の検討やパブリックコメント、市民説明会等の市民参加の手続きを経た上で検討を進めていきます。また、平成31年9月に改定案を作成した上でパブリックコメントを実施し、32年1月に検討委員会から最終報告をいただいた上で、32年2月頃の完成を予定しています。

市長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。

続いて審議事項5「建築物の解体工事における計画の事前周知と環境配慮に関する条例の現状と今後の取組み方針について」の説明をお願いします。

部長 本条例は、狛江市まちづくり条例改正案の検討の際に派生したもので、平成26年10月に施行され、大規模な開発が行われる際の解体工事に関する必要な事項を定めた条例です。条例付則第3項において「この条例の施行後3年を経過した場合において、この条例の施行状況、周知状況等を勘案し、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。」とされていることから、この度現状を報告し、今後の取組み方針について審議いただくものです。

今後の取組み方針については、資料の「5、論点と今後の課題について」の「(3) 今後の課題と取組み方針」にも記載しているように、条例の施行後特に大きな問題はないものの、運用面で周知等の工夫や関係各所と連携すべきところがありますので、今後も適切な運用を図っていくこととしています。

市長 特に意見等ないようなので、案のとおり決定します。

次に報告事項1「平成30年4・5月の委員会等の予定及び第2回定例会について」を報告してください。

部長 閉会中の常任委員会について、総務文教常任委員会を4月25日、社会常任委員会を4月26日、建設環境常任委員会を4月27日に開催する予定です。

第2回定例会開催のための会派代表者会議を5月25日、議会運営委員会を5月29日に開催する予定です。

第2回定例会は6月4日を初日とし、一般質問は6月11日、12日、14日、15日の4日間、総務文教常任委員会は6月19日、社会常任委員会は6月20日、建設環境常任委員会は6月21日、いずれも午前9時から開会する予定です。最終日前の議会運営委員会は6月27日に開催し、最終日は6月28日を予定しています。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項2「多摩3市男女共同参画推進共同研究会実施結果報告書について」を報告してください。

部長 東京都市長会の多摩・島しょ広域連携活動助成金を活用し、平成25年度から取組みを進めている「多摩3市男女共同参画推進共同研究会」の29年度の実施結果報告書がまとまりました。

男女共同参画社会の実現のために、狛江市、小金井市及び国立市の3市で連携しており、平成29年度は「私たちに身近な男女共同参画」を研究テーマとして事業を展開してきました。平成29年度は、研究会を9回、市民交流会及び市民サポーター会議を3回、講演会を各市1回実施しました。狛江市では、1月にエコルマホールにおいて落語家の笑福亭学光さんに講演いただき、多くの方に参加いただきました。また、キャッチフレーズの募集や啓発冊子、啓発物品の作成・配布等、広く啓発活動に努めました。

本報告書は、市ホームページに掲載するとともに、都内市区町村へ配布しています。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項3「平成29年度市民モニターの実施状況について」を報告してください。

部長 本事業は、平成28年度より開始し、市政に対する市民の意見、要望等を聴取するとともに、市民モニターを通して情報を発信することで、市政への関心の向上及び市民参加を推進し、より広い民意を市政に反映させることを目的として実施しています。

平成29年度は、途中で辞退された方が2人いたため、30年3月31日時点では定数50人のうち48人の登録となっています。任期は2年ですが、最大10年まで再任可能となっており、今後継続の意向を確認する予定です。

パブリックコメントや市民説明会、公募市民委員の募集等についての情報を市民モニターに対して随時配信しており、平成29年度の配信実績は資料のとおりです。

平成29年度は市民モニターアンケートの活用を推進し、計4回のアンケート調査を実施しましたが、回答率が低い等アンケートとしての有効性について課題が見られました。そこで、市民参加と市民協働に関する審議会で検討いただいた結果、アンケート調査結果の活用をより有効なものとするために、平成30年度からは定数を100人に変更します。あわせて、アンケート結果をフィードバックすることで、モニターのモチベーション維持を図ってまいります。また、行政情報をそのまま流すだけでなく、わかりやすい表現を用いる、時期の近い情報をまとめて発信する等、市民モニターへの情報提供の方法についても、工夫をしてまいります。

平成29年度に引き続き市民モニターに対するアンケート調査の実施希望

を随時受け付けますので、積極的な活用をお願いします。

市長 本件について、何か質問等ありますか。

部長 市民モニター側の意見を把握することで、より良い制度となると考えますが、市民モニターから意見を伺うような機会は設けていますか。

部長 現時点では、アンケート等で意見をいただく形となっています。

市長 報告を了承とします。続いて報告事項4「災害時における応急活動の協力に関する協定の締結について」を報告してください。

部長 3月30日付けで、一般社団法人東京都自動車整備振興会調布多摩川支部と、災害時における応急活動の協力に関する協定を締結しました。

協定の内容は、一般社団法人東京都自動車整備振興会調布多摩川支部から災害時に応急活動の協力が得られるものとなっており、具体的には、搬送車両の供給、物資の搬送、応急措置としての障害物の除去、緊急自動車等の整備、オープンスペースの提供等に協力いただきます。

一般社団法人東京都自動車整備振興会調布多摩川支部は、市内の自動車整備会社等で構成されており、日頃から庁用車の整備等にも係わっていただいていることから、災害時においても迅速な協力が期待できると考えています。

市長 本件について、何か質問等はありませんか。

参与 オープンスペースとは具体的にどのような所のことですか。

部長 車検等に使用される車庫等です。

市長 報告を了承とします。その他お知らせはありますか。

部長 外部評価希望事業の募集についてです。

平成30年度の狛江市外部評価委員会において評価対象とする事業を選定するため、市民等の第三者の視点から評価・検証を希望する事業を募集します。

内部評価の結果等を踏まえ、検証が必要と思われる事業や後期基本計画で掲げる目標に対して取組みが思うように進んでいない事業等について、市民目線での助言や効果的な提言、事業の方向性を明確にすることも可能です。

該当する事業がある場合は、4月19日までに政策室へ連絡をお願いします。

また、各課からの提案とは別に、委員会において評価対象事業として選定される場合がありますので、その際は協力をお願いします。

市長 その他何かありますか。

部長 こまえ桜まつりの実施結果についてです。

桜と好天に恵まれ、主催者発表で32,000人の方が来場し、大きな事故等もなく、大盛況のうちに終えることができました。

また、当日の実施にあたり、協力いただいた職員の方々には、この場を借

りて御礼申し上げます。

また、前夜祭イベントとして3月30日に西河原公民館ホールで初めて開催した桜コンサートは満席となり、こちらも盛況のうちに終えることができました。

市長 その他何かありますか。

部長 第16回使用済小型家電イベント実験回収についてです。

本事業は、ごみの減量推進を目的に、5月20日午前10時から午後2時まで市民ひろばで実施します。

対象はアンケートに協力いただける市民の方で、家庭で使用していた家電製品を回収します。

周知については、広報こまえ、こまeco通信、市ホームページ、ツイッターへの掲載の他、掲示板、各地域センター、狛江市社会福祉協議会、狛江市シルバー人材センター及び市駐輪場等へのポスター掲示並びにチラシ配布を行う予定です。

市長 その他何かありますか。

副市長 先日市長が記者会見を行い、それについての新聞報道もあったところですが、その中で、重要と書かれた文書の信頼性に疑義があり、調査内容によっては作成者にペナルティを科すといった報道もなされたところです。

この報道を受けて、職員の間には不安が広がっていると感じているところであり、それを少しでも取り除く意味からも、文書について調査をするべきだと考えます。

そこで、文書の中で信頼性に疑義がある部分についての調査を、総務部長にお願いしたいと考えています。ただし、それ以外の部分については、二次被害があってはならないので、調査対象外としていただきたいと思います。

市長 新聞記者からの質問に対して、調査については言及しましたが、ペナルティを科すとは言ったつもりはありませんでした。私の発言が言葉足らずでした。

部長 見聞に基づく記述の部分について、正確性を確保するために、当事者に確認するということがよろしいでしょうか。

市長 当事者ではなく、作成者に確認してください。

部長 新聞記者から質問された案件なので、調査結果について情報公開請求されることもあり得ますが、その際は情報公開条例に則って開示するということがよろしいでしょうか。

市長 話を聞いて確認するといった程度の調査です。

部長 そうなると、調査の趣旨が分かりかねます。

市長 文書として残すほどの調査ではないということです。

部 長           そこで私に発言を求められても、困ります。

市 長           それでは、調査をしたという文書は残していただいて結構です。

部 長           文書として残す限り、公文書扱いとなり、情報公開の対象となるということ  
とよろしいでしょうか。

市 長           情報公開請求をされれば、そうなります。

部 長           重要と書かれた文書について、作成者の見聞に基づく部分について調査し、  
結果は紙に書いてきちんと記録として残すということよろしいですか。

市 長           そのような趣旨の調査であり、それ以上のものではありません。  
他にないようなので、以上で本日の庁議を終了します。次回の庁議は、4  
月 10 日午前 9 時から開催します。